

質問書に対する回答
千田ポンプ場ポンプ増設電気設備工事

施設部施設整備課

Q & A

番号	質問事項	上下水道局回答
1	設計書では把握できない現地状況等確認のため、現地調査を行いたいと考えますが、可能でしょうか。	上下水道局職員立会の上、現地調査を行うことは可能です。事前に施設整備課に連絡し、日程調整を行ってください。 既設ポンプ棟は建物内の確認が可能ですが、新設ポンプ棟は建築工事中のため、外観のみの確認となります。
2	新ポンプ棟について。各階共に搬入機器に対して十分なサイズの搬入口が確保されているという認識でよろしいでしょうか。 また足場費が計上されておりませんが、3階については搬入用ステージを設置せずとも、バルコニー部分まで吊上げてバルコニーに仮置きした後、横引きで搬入可能という認識でよろしいでしょうか。	いずれも、ご認識のとおりで間違いありません。
3	旧ポンプ棟について。機器の搬入搬出に際して、ルート及び搬入搬出口サイズは確保できているという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで間違いありません。
4	工事契約後すぐに機器製作期間に移行すると思いますが、技術者の考え方は以下の解釈で宜しいでしょうか。 当初配置：（技術者A）専任⇒製作期間（技術者A）非専任⇒製作期間終了据付期間：（技術者B）専任	ご認識の解釈で間違いありません。ただし、打合せ簿等によりその旨を明確にしたときに限ります。詳細については、仕様書第5節「主任（監理）技術者の配置」をご参照ください。
5	旧ポンプ棟電気室から新ポンプ棟監視室へ移設する「情報通信装置盤(TK-1)」について、本工事において入力信号の項目、点数が既設から追加となりますが、それに対する機能増設（改造、試験調整）が実施設計書には含まれていません。別工事と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで間違いありません。情報通信装置盤（TK-1）については、既に機能増設済みであり、本工事では信号線の結線のみが工事対象となります。
6	単線結線図（図面番号02/42）は日本下水道事業団の新M形受変電設備と同等の回路と考えられますが、新M形受変電設備は日本下水道事業団「電気設備工事一般仕様書・同標準図 令和7年度」1-145頁に記載のとおりJEM1425が適用されておりますのでJEM1425で製作してもよろしいでしょうか。	日本下水道事業団「電気設備工事一般仕様書・同標準図 令和7年度」に記載の新M形受変電設備を満たす仕様であれば製作して問題ありません。上記を満たす仕様でない場合は、JIS C 62271-200の適用となります。